## 令和2年度

第3回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

2020年10月8日(木)

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和課

○事務局(中丸) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。では、ただいまから、令和2年度第3回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会を開催いたします。

資料について確認をさせていただきます。

## (資料確認)

本日は、田坂委員、宮川委員、宮城委員からご欠席というご連絡をいただいております。 会議の成立につきましては、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱第6条の規定に 定めます半数以上のご出席が認められておりますので、この会議が成立していることを申し 添えさせていただきます。

続きまして、本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。

本会議におきましても公開を原則として運営しているところでございますが、本日、議題 2の「(仮称)藤沢市パートナーシップ宣誓制度」につきましては、資料に個人に関する情報が含まれておりますので、非公開とさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

- ○事務局(中丸) それでは、議題2につきましては非公開とさせていただきます。 本日の傍聴人の確認については、開始時刻の時点でいらっしゃいませんでした。 では、ここからの議事につきましては、議事進行を木村会長のほうでよろしくお願いいた します。
- ○木村会長 ありがとうございます。

皆様、改めましてこんにちは。お疲れさまでございます。なんか急に寒くなってきました ね。前回は暑くてみんなこんなになっていた感じがするんですけれども、季節の移り変わり を感じますが、コロナはあまり状況が変わっていないような気もしますけれども、始めてい きたいと思います。4時半までですね。よろしくお願いします。

毎度のお願いでございますけれども、議事録をつくっておりますので、ご発言の際には挙 手をしていただいて、私のほうからお名前を呼ばせていただきますので、その上でご発言を お願いいたします。 それでは、早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

本日の議題1「『(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030』について」事務局からの ご説明をお願いいたします。

○事務局(古谷) では、事務局のほうから説明をさせていただきます。

まず、前回は資料のほう、わかりづらくて申しわけございませんでした。

今回、お手元の資料1「(仮称)ふじさわジェンダー平等プラン2030(素案)」のほうを 見ながら説明をさせていただきます。

7月にございました前回の会議から日がたっておりますので、簡単に前回の振り返りをさせていただければと思います。

3ページをお開きいただければと思います。

こちらで、今回、「計画策定の趣旨と背景」ということで、現行の男女のプランが今年で 最終年度を迎えるという中、これから10年間の新しいプランをつくっていくということをご 確認させていただきました。

その中では、3ページ真ん中辺りになりますけれども、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っているとともに、セクシュアルマイノリティの方々といった多様な性の尊重と理解、あるいは、増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりということで進めていきますというお話をさせていただきました。

その後、29ページをお開きください。「プランの名称」につきまして、こちらの協議会の ほうから今年の2月に次期プランに向けた提言という中で、しっかりジェンダー平等という 考えを位置づけていきましょうという提言をいただきましたので、それを踏まえて、プラン の名称については「ふじさわジェンダー平等プラン2030」とするということ。

あと、2番目の「将来像」。「共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち『ふじさわ』」。

30ページです。「3つの基本理念」ということで、こちら、掲げている理念。

そして、「6つの重点目標」としては、重点目標1「人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり」。目標2「あらゆる分野でのジェンダー平等の促進」。目標3「ワーク・ライフ・バランスの推進」。目標4「あらゆる暴力の根絶」。目標5「多様な性を尊重する社会づくり」。目標6「誰もが安心して暮らせる社会づくり」ということで、6個目標を掲げさせていただいております。

その後、36ページ、37ページ、38ページ、39ページと、今回、重点目標に連なる課題、それにおける施策の方向性で、今回、事業名を入れた形でお示しをさせていただいております。この事業名につきまして、現行の計画とどのように変更したのかということにつきましては、A3の横の資料2のほうでご覧いただけるようになっております。

前回の振り返りといたしましては、皆様から事前に書面でご意見をいただき、それについて、細かい用語を少し直させていただいたものとかをそのときにお示ししましたが、今回は、前回の終わりのときに、この体系図、事業名まで入った形のものをお示しして、次回、事業についてご議論いただくという形で終わっておりました。

まず、この点まで特にご質問等がなければ、早速、今日の議題のほうに入らせていただく に際しまして、事務局から説明を引き続きさせていただいてよろしいでしょうか。

- ○高橋委員 すみません、1点事務局に確認があるんですけれども、いただいた資料で、パブ リックコメントが10月13日から、来週の火曜日から始めることになっているというところを 聞きました。ということは、これから議論して、何かその意見を反映させるといったことに ついては、このパブリックコメントには間に合わなくて、その次の段階でということになり ますか。
- ○事務局(古谷) そうですね。今、ご指摘いただきましたように、今日のご議論、あと、10 月から始まりますパブリックコメントでいただいたご意見というのは、次回、11月の会議がまたこちら予定させていただいているんですけれども、そのときには概ね反映させていただいた形でお示しができるかと。ただ、パブリックコメントは11月11日までということで、類型化まで、もしかしたら間に合わないかもしれないんですが、どういう意見がありましたということは皆様にご紹介させていただけるかと思っています。

では、担当のほうで引き続き説明をさせていただきます。

○事務局(中田) では、引き続きまして、事務局、中田から説明を差し上げます。

今、前回の振り返りというところで、体系図のところまでご説明を差し上げました。

前回会議ではその他にも、計画の内容ですとか、事業についてさまざまなご意見をいただいていたかと思います。そうしたいただいた意見を参考にしながら、第3章ということで「重点目標と課題・施策の方向性」、こちらのほうの書き込みを行ってまいりました。

こちら、43ページ以降に載っかってくるんですけれども、こちらでは、重点目標、施策の 方向性、あとは事業について、どういった事業をやるのかというところが記載されておりま す。 こちらについては、これまでの議論の中でいただいた意見を取り込みながら、また、それをもって庁内の関係各課と照会を行いまして、その中で実際に現実的に可能な事業、または今やっている事業、新たに位置づけられる事業といったところも洗い出しを行ったところでございます。

次の11月の段階では、ここにさらに主な担当課という形で、どういった課が関わってくる のかというところが見える形になってくるかと思うんですけれども、現状はここの事業名ま でというところで掲載をさせていただいております。

本日の議題の中では、先ほど説明がありました体系図と、今回この第3章、追加された部分になりますので、ここの部分についてご意見などをいただきながら、次回11月の会議に向けて、意見等を反映させていければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村会長 どうもありがとうございました。ということで、本日は主に体系図と第3章のほうですね。こちらのほうを皆さん事前に資料を事務局のほうからご送付いただきましたので、 読んでいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので、こちらの章を中心に議論を進めてまいりたいと思います。

この章の中でも、重点目標1から6までありますので、順次進めていけたらと思うんですけれども、それに先立ちまして、全体というところで何か気づかれたこととがあればお受けしたいのと、それに先立って、私、その関連でお伝えしたいことがあるので、発言させていただけたらと思うんですけれども、大丈夫ですか。どうぞ。

○井上副会長 前回の委員会のときにもちょっとお話ししたんですけれども、今回のプラン全体の最初の背景説明、趣旨がありますよね。男女平等から男女共同参画、ジェンダー平等へと。その流れの説明はとてもいいと思うんですね。もう一つ、今年つくるプランですので、コロナ禍で男女共同参画ないしはジェンダー平等について、新しい問題も出てきているというので、せっかく今年つくるものなので、それをぜひ、もう一つ、節というか、項があるといいなというふうに思います。

それと関係してなんですけれども、事務局と会長にはお知らせしたんですけれども、日本学術会議から、先月の末、27とか28とかだと思いますけれども、提言が出ているんですね。 あれはコロナ禍ということが非常に強く出ているものでありますし、それから、私が最初から申し上げていた、ジェンダーメインストリーミングの話も非常に強く出してきているので、とても参考になるかなと思いますので、それも含めて、今ここで何かということではないんですけれども、皆様にお考えいただきたいし、私も考えたいなと思っています。直接的には もう一つ節が欲しいということが1つ。

それと、すごく細かくて、これはちょっと悩ましいところではあるんですけれども、本当は前回言えばよかった。13ページにコラムみたいな感じでジェンダーの説明がありますよね。もうちょっと後ろのほうにはジェンダー・ギャップ指数が。幾つか説明をしてくださっていて、今申し上げたような、男女平等、共同参画、ジェンダー平等というふうな流れを踏まえると、ジェンダーの説明が薄い気がするんですね。間違っては全然ないんですよ。なので、もしかしたら、もうちょっとここで説明を、前の問題も含めて、あるいは、多様性の問題だけじゃなくて、権力性というか、そちらのことも、説明しているところだから、あまり長く書くのはよくないんだけど、少しそっけなさ過ぎるというか、男女共同参画ぐらいまでのところの話のジェンダーのご説明なので、もうちょっと書いたほうがジェンダーとしてのバランスがいいかなというふうに思いました。

以上2点です。

- ○木村会長 ありがとうございます。確かに拝見していると、ジェンダーのところの注釈と、 ギャップ指数の文章上の表現も含めて、ジェンダーのところがちょっとあっさりしてしまっ ているかなということと、あと、コロナを踏まえた計画、今後10年というところも含めて、 試金石になってくるようなものになってくるので、井上副会長のご指摘は全くそのとおりだ と私も呼応させていただきたいと思います。これは背景の中、第1章のここをもう少しふく らませるような、そんなイメージでしょうかね。
- ○井上副会長 最後にもう一つあってもいいということですね。それまでの流れのところはいいと思うんですけれども、最後のほうまでいったら、次、また戻って検討したくなるのが人の常でありますけれども、流れの説明はとてもいいと思います。なので、細かい作業としては、最後にもう一つと。それで全体をちょっと調整してみたりということです。
- ○木村会長 新たに立てるというより、1章の最後のところにきちっと、という感じですね。
- 〇井上副会長 そうです。
- ○木村会長 大丈夫ですか、事務局のほう。
- ○事務局(古谷) ちょっと事務局のほうから補足で。前回の会議のときに井上先生のほうから、コロナの問題、あと、ジェンダーメインストリーミングの関係についてのお話をいただきました。コロナの問題については、こちらの9ページのほうに国の「新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応」ということでちょっと触れさせていただいているということと、あと、各委員さんのほうから、それぞれ

の重点目標の柱の中に、例えば、暴力、DVの問題であるとか、働き方の問題で、女性で非正規の方が厳しい立場に置かれているとかいただいていたので、事務局のほうとしては、今のところ、書き込みの細かい点はまだ調整中なんですけれども、次回11月のときに、その辺の書き込みの内容をご覧になっていただいて、やっぱりそれでももう一章、井上先生がご指摘いただいていますように、第1章の終わり辺りに1つ節を立てて、しっかり、重複してしまってもいいから書いていきましょうということであれば、そういった形でお示しをさせていただければと思っています。

○木村会長 ありがとうございます。今お話しいただいた作業手順で、概ねよろしいのではないかと思います。

それはそれとしてやっていただくとして、井上先生がおっしゃった部分というのは、多分、第1章の「計画策定の趣旨と背景」の「背景」のほうに当たる情報というか、まさにこのタイミングで、こういう背景があってというところで、その背景の部分が、今の状態ですと、少し不足しているのではないかなというのは、私も感じるところではあります。ですので、国のほうもこういったことを表現されているし、個別具体の事象の中でそれに触れるというのは、もちろんそうなんですけれども、ここの中で、非正規の方の苦しい状況であるとか、暴力とかいったような、そこまで具体的に書くかどうかはともかくとして、もうワン・ツーパラグラフぐらいのイメージで私はおるんですが。

- ○事務局(古谷) なるほど。
- ○木村会長 そんなぐらいでいいのかなとむしろ思って。
- ○井上副会長 ここ、3のところに男女平等から共同参画、ジェンダー平等へとありますよね。この最後に入るぐらいの感じで、そのかわり総括的に。要するに、一個一個いろいろな問題が出てきて、そのことに対処しなければいけないというのは全部の議論のところでやればいいと思うんだけれども、コロナ禍で問題が浮上してきましたよね。見えてきたみたいな、そういう全体的な話があると、2020年作みたいな感じが出ていいし、メインストリーミングのことも含めて、全体にそのことが波及していくというふうに思いますので、ちょっとご検討いただきたいと思います。
- ○事務局(古谷) はい。
- ○木村会長 そうですね。次、11月の会議を踏まえてというところでご予定いただいていると いいのかなと思います。

さっき片岡さん手を挙げたのですが、ちょっと今中座されているのかな。片岡さんが戻っ

てこられたらご質問をお聞きして、私のほうからなんですけれども、これは細かいほうなんですけれども、今日は第3章全体をやっていくことになるんですけれども、最初からバーッと文章を拝見して、重点目標ナントカで、いきなり担い手の役割と方向性みたいなのがドーンと出ているのに、この施策って一体何をやるんだっけというのが、これを見るとわかりにくいなと。なので、31、32ページ、ここのところで各目標の概説を5~6行ぐらいでやっていますよね。これをもっとさらに凝縮したぐらいでもいいし、同じぐらいでも構わないんですけれども、そこを入れた上で、まだ担い手と方向性とかというところでワンクッション、これは一体何をやるのというのをまず書いた上で、それぞれの課題、こういうのがあります。それぞれの事業名ということで対応していきますというふうな流れのほうが、非常にわかりやすいのではないかなと思いますので、この点は指摘をさせていただきたいと思います。

では、高橋さん、先にどうぞ。

○高橋委員 やること自体は、第3章のところでこれを具体的にやるんだなと思いましたが、 前回のときもお話が出たと思うんですけれども、藤沢市の課題に対して、どこが課題で、そ れに対しての解決ということで第3章があるんだと思っているんですけれども、そこの関係 性が、今おっしゃられたところで解決できるのかもしれませんけれども、明確じゃないなと 思いました。

立て付けとして、ありたい姿、計画の基本的な考え方、こういったところを藤沢市は目指しているんだといったところがあって、現状の藤沢市はこうです、県の動き、国の動きはこうです、そのギャップを埋めるために最終の施策があると思っているんですけれども、そこの流れがしっかりわかるような流れだと読みやすいと思いました。

○木村会長 そうですね。なので、今私が申し上げた点、それから、高橋さんが言ってくださった点というところを合わせると、それぞれの重点目標の、例えば次のところ、まず概要を書いた上でというお話をさっきしましたけれども、そこの中に、藤沢市は、例えば、「藤沢市」というふうに主語まで書いていいのかというのはありますし、紙幅の関係もあると思うんですけれども、こういう状況を以下のものをもって改善したいというような打ち出し方ですね。そこは留意できたらなというところで言っておきたいなと思います。

片岡さん、どうぞお願いします。

○片岡委員 コンテンツの書き方についてというか、構成についての話なんですが、これが今 使っている「2020」なんですが、このときは、先ほどの3章、3章のほうの書き方がかなり 違うんですね。1章の後半で資料などを使った計画の基本的な考え方とか背景とかをご説明 されているのが今回のパターンで、前回は、要するに、各課題にはどうして、どういう課題があるか、現状と課題をそれぞれの項目、何と言ったらいいんですか、施策、重点目標の下の課題レベルのところで示している形でつくられていたんですけれども、まず、今回変えられた理由というのを事務局から伺いたいんですけれども。

- ○事務局(古谷) 今回、今、片岡委員のほうからご質問、あるいは高橋委員、木村委員、全てにつながる部分になってまいりますけれども、現在、課題のところは、今回、このページで言うと、体系図のほうで、36から39まで見ていただく中で、課題として、それぞれ目標ごとに幾つか課題が連なっているわけなんですけれども、ここに現状分析というのは、実は事務局、あと、担当課のほうで今精査をしています。いろいろなほかの計画とかで実態はどこまで進んでいるか、どういう課題があるかというのを調整しておりまして、本当に申しわけないですけれども、11月の次の会議のときには、今ご指摘いただいたような、藤沢市の現状がどうなっていて、どうだから施策につながっていく。片岡委員がおっしゃられた、現行で言うところの課題、例えば1ということで説明が入っているんですけれども、こういう形になって、関連する図なども掲載する形でお示しをさせていただきます。
- ○木村会長 ありがとうございます。具体的に言うと、43ページで言うと、課題1「ジェンダー平等社会の意識づくり」。今、いきなり施策の方向性で出ちゃっているけど、ここに入るということですね。
- ○事務局(古谷) はい。そこに精査された形の、ある程度調整が進んだといいますか、ポイントを絞った形の書き込みをされてくるという形になります。
- ○片岡委員 改めて、その方がベターだと思います。というのは、現状があって、それに対する課題があるわけですから、それを一つ一つきちっと示してターゲットを絞っていくことというのが、このプランだけではなく、何をするに当たってもですけれども、大切なことだと思いますので、お手数ですが、ぜひこれから書き込んでください。よろしくお願いします。
- ○木村会長 よかったですね。そこを確認できて。
- ○事務局(古谷) ありがとうございます。
- ○木村会長では、樋浦さん、お願いします。
- ○樋浦委員 そうすると、パブコメに提示する資料というのはどうなるんですか。今、単純なところが、例えば、市民が関心があるところ、これからとあるんですけれども、最初のご質問にかかわるんですが、今回いただいたこれが提示されて、これがパブコメということでしょうか。

- ○事務局(中田) これについては、この後、チラシとあわせてご説明しようかと思ったところではあるんですけれども、この段階では、今、お手元にある資料1が提示される資料になります。こちらをご覧になっていただいて、ご意見をいただくような形になります。
- ○樋浦委員 そうすると、今みたいな生活に一番直接かかわる課題というようなところを、次に市民の皆さんにお聞きするチャンスはもうないということですね。この委員会で検討する。 わかりました。ありがとうございます。
- ○木村会長 どうぞ、片岡さん。
- ○片岡委員 もう一点、今のプランにあって、ないものとしては、第4章の推進体制のところ に、重点目標ごとの成果指標というのがこれまで掲げられておりますが、これはどのように なるご予定でしょうか。
- ○事務局(中田) こちらについても、先ほどの課題と同様に、各課で持っている別の計画での目標ですとか、そういったものと重なってくる部分もかなり多くございますので、今、どういったものを今後使っていくのか。また、今使っているものについても、数字がとりづらいというものもありますので、そのあたりも精査しながら、今、章立てとか内容の精査を進めているところでございます。こちらも同様に、11月の資料としてお出しできればというふうに考えております。
- ○片岡委員 ありがとうございます。
- ○木村会長 ということですので、承知をいたしました。よろしくお願いいたします。ありが とうございます。

では、43ページからの第3章、ここを今日はやっていきたいと思います。具体的に入っていきます。

まず、重点目標1です。今、お二方からご説明をいただいたような、今後の見通しとか、 前段があるとした上で、今のこの状態を見ていただきたいんですけれども、43ページから46 ページの途中まで、重点目標1の部分。何かご意見ございますか。特段この段階では大丈夫 でしょうか。

では、もし思い出したというのがあれば、後々また戻っていただいて全然構わないので、 少しずつ進めていきたいと思います。

次は重点目標2ですね。「あらゆる分野でのジェンダー平等促進」ということで、46ページから50ページまでに当たります。この辺りで何かお気づきの点はございましたか。

片岡さん、お願いします。

- ○片岡委員 もう一つ、また形式的な話なんですけれども、第3章は、担当課や具体的な事業 などは現在書かれているような形では書く予定はないんですか。
- ○事務局(中田) そこについては、今、担当課と主な具体的事業というところまでどうするのかというところなんですけれども、今の立て付けとしては、事業名があって、事業の内容、主な具体的事業、担当課というのが現行のプランで書かれているところではございます。なんですけれども、今ここで主な具体的事業と書かれていることによって、既になくなってしまう事業ですとか、あるいは、新しく出てきたんだけれども、ここに位置づけるべきかわからないという、硬直化といいますか、そういったものが起こっている部分もございます。そういった面を踏まえまして、今回のプランについては、ここに今載っている事業名と、あと、主な担当課という2つの掲載で考えております。ただ、今回、どういった事業が載せられるかという調査の中では、ここの下にあるような主な具体的事業というところ、今やっている事業で充てられるものというのは、各課で精査をしていただいておりますので、報告の際にはそのあたりも載ってくるかなと。ただ、プランの中には事業名までという形で、主な具体的事業は載ってこないというふうな立て付けで今考えております。
- ○片岡委員 ということは、事業に対する担当課名というのは、このページには載らないにしても、どこかに乗るんでしょうか。
- ○事務局(中田) そのページに載ります。次の段階で精査が終わってきますので。
- ○片岡委員 事業名と主な担当課だけは載る。
- ○事務局(中田) 載る。
- ○片岡委員 具体的な事業の一覧みたいなのはどこにもない。
- ○事務局(中田) ここには載せません。
- ○片岡委員 最終的には載せる方向なんでしょうか。
- ○事務局(古谷) 具体的な事業につきまして、確かに前回のプランの中では書き込まれていたんですね。ただ、こちらのほうの計画は、基本的に10年にわたる計画だということと、前期5年、後期5年と分ける中で、その時点でのものを書き込んでしまうと、当然ある目的を達して廃止される事業もあれば、新たな課題に対応して新規に出てくる事業もあるという中で、今回のこのプランの中には、特に何々事業とか、具体的な事業名は書き込まない想定でおります。

ただ、片岡委員がおっしゃるように、その辺、進捗管理であるとか、どういう形で何を行われているか確認していくんでしょうかということになると思うんですけれども、それにつ

きましては、今までどおり、事務局のほうでしっかりと、事業名に連なる具体的各課の事業 はこれで、それがどういった進捗になっているかということの確認をさせていただき、毎年 の協議会の中でお示しをして、ご確認をいただく、ご議論いただくという形を予定していま す。

## ○片岡委員 ありがとうございます。

それも1つのやり方だと思うんですが、私が懸念しているのは、要するに、今の言い方、例えば、44ページの事業3「ジェンダー平等に関する情報収集と提供」と言ったときに、漠然としていて、どこが何を行うのか、どの事業がそれに当てはまるのか、あるいは、1の「ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施」というのはどれを指すのかというのが、市民にも、おそらくほかの職員にもわからないと思うんですね。というのは、このプランはそもそも、各課がやっている事業を集めて、ジェンダーの視点で切って集めてきたものですので、もともと各課がやっているカテゴリー分けと、このプランでのカテゴリー分けが異なると思うんです。ですから、同じ事業を各課がやっている、例えば、男女平等教育。男女平等教育は、教育委員会の中では、教育委員会の中の位置づけとしてやっていると思うんです。しかし、それがこっちへ来ると、また別の視点で組み込まれていくと思うんですね。その位置づけが誰にでもわかるようにしておくというのがとても大切ではないか。ましてや事務局さんも、これで5年、10年、こちらにいらっしゃるわけではないので、次の方が来たときも、どこにあるのかわからなくなる。ということで、なるべく誰が見てもわかりやすい形式にしておいていただけるといいかなというのが1点。

10年計画とおっしゃいましたが、現実には5年ごとに改正しております。もちろん世の中、とても早く変わっていきますが、しかし、男女共同参画プラン、今度のジェンダー平等プランですけれども、見ておりますと、ずっと延々変わっていない課題というのが大半です。中に新しい、例えば、今回は特に、ジェンダー平等にしたことで、セクシュアルマイノリティの部分が大きく取り上げられるとか、そういう新しいトピックスが入ってくることはあっても、ベースに流れているものはほぼ変わらないわけですから、そこまで具体的な事業名を書くことを恐れなくてもいいんじゃないかと思うんです。年次が変わっても、それは変わらずある問題として、きっと5年、10年ぐらいでは変わらずあるのではないかと私は想像するんですけれども。

○木村会長 ありがとうございます。このプラン、市の男女共同参画について推進する上での、 いわゆるトップの施策になるわけですよね。というときに、基本的には、ありとあらゆるも のが網羅されている、アクセスし得る状況というのは必要なんじゃないかなというのは私も 思うところではあります。

政策事業を具体的に書き込む、書き込まないという話で申し上げると、施策評価をする立場、議員さんとかがメインですけれども、そういった方も、具体的なそういうものがないと評価できない。評価の材料として不足してしまう部分というのは、当然のことながら出てくるんじゃないのかな。これは、この領域だけではなくて、あらゆる領域に言えると思うんですけれども、そういったところから、具体的な事業をどういうふうにつけていくのか。つけていくというと、紙幅は膨大になるとか、いろいろあると思うので、そこを、例えば体系図の後ろの部分でつけるとか、文章化しないとか、いろいろなやり方があるかもしれませんけれども、今のままですと、そこが切り離されてしまう、事業と計画自体が切り離されてしまうというところを私も懸念するんですけれども、井上先生、いかがですか。

○井上副会長 私も、今の片岡さんないしは会長の意見に賛成です。具体的な事業で、あ、こんなことなんだという発見をしてもらいたいということも含めて、特に、片岡さんおっしゃったように、普通のほかの施策とジェンダー平等は違うので、こんなことがあるんだ、この課がこんなことをやっているんだというのを市民の方にもわかってほしいし、役所の内部でも発見をしていただきたいと思うので、ぜひ書き込んでいただきたいと思います。

ただ、それによってすごく表的にというか、ビジュアル的に見づらくなるというのも困る ので、もしあれでしたら、例えば代表的なものを出して、後ろのここを見てくれみたいにし ても、それはテクニカルな問題かなと思いますけれども、それでも同じ冊子体の中に入って いるということには意味があると思うんですが。紙面的な工夫は必要だと思います。

○木村会長 片岡さん、課題提起していただきましてありがとうございます。そこは、次の回 もありますし、今日と次回というところで、皆さん、ご議論していけたらいいなと思います。 ありがとうございます。

今、重点目標2のところでお話を進めていたときの状態ではあるんですけれども、ほか、 重点目標の2で何か。高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 48ページのNo. 18、22のところも関係するんですけれども、自分が女性で何か施策を活用しようと思った場合に、まず、18のほうで雇用の就労機会とかいうと、ハローワークのほうにも見に行くような気がします。そうすると、ここの藤沢市の活動とは少し違うのかなと思います。ですので、逆に、藤沢市でここまでは書けるけれども、協力するところはまた別のところにあるといったことを、一方、22のほうは、かながわ労働センター湘南支所

とわりと細かく書いているんですけれども、そのあたり外部のどういったところと関係性を 持って協力してやっていくのかとか、そのあたりの書き方をそろえたほうがいいのではない かなと思いました。以上です。

- ○木村会長 ありがとうございます。これも先ほどのお話と実はつながっているなというところで、何かこういうことをやっていますというのを書いていると、あ、そうなんだというところで、市民の方の行動が変わるし、そういった施策、事業を活用してもらう可能性というのが広がるんじゃないかなと思うんですね。そういった観点からも、せっかくなので、できるだけそういう施策ですとか支援策、そういったものを具体的に書き込んでいくというのは、今のようなお話からも必要なんじゃないかなというふうに感じます。
- ○井上副会長 逆に、もっと具体的な施策が横に入れば、18と22の事業の中身の違いがはっき りすると思うんです。なので、そっちのほうがいい気がする。
- ○事務局(古谷) 事務局のほうから補足させていただいてよろしいでしょうか。片岡委員と木村委員、井上委員、高橋委員のほうから、具体的な事業についてのご指摘をいただきました。この点については、事務局のほうで再度精査をさせていただき、おっしゃられるように、誰にでもわかるようにしておくということが本当に大切だということは十分認識をしております。今、視点としては、行政としての進捗状況をどうするかという形にフォーカスをし過ぎていた部分がありましたので、誰にでもわかりやすいということで、少し見せ方、あるいは書き込み方のほうを検討させていただければと思っています。

ただ、1点、こちら、人権男女共同平和課のほうから、全庁的にジェンダー平等の視点を 持って取り組んでほしいという中で、ほかから見ると、これはこっちだよねというものも、 担当課としてこっちでやりたいという意向もある部分は正直あります。そこはそこで、やっ ていく課のほうの主体性と意欲を持って取り組んでいただくために、若干調整が入るという ことをご了承いただきつつ、事業の見せ方については、どういう見せ方がいいのか、わかり やすくなるような形で精査させていただければと思います。すみません。失礼しました。

○木村会長 ありがとうございます。そこをフロントでやっていただいているので、よくそれぞれの課とコミュニケーションをとっていただくことで進めていけばいいのかなと思います。今日、宮川委員がご欠席ということで、メールを頂戴している中で、今、お話をしている当該のところ、50ページのところでご意見をいただいています。まだ災害が頻発している状況が続いていますけれども、先生も避難所での運営のご経験とかいろいろあるので、そのあたり、気になられているようで、災害時の避難所での性被害が非常に深刻だというところで、

あまり細かく書き込むような話ではないかもしれませんけれども、例えば、30の「ジェンダー平等に配慮した避難施設運営の促進」というところで、例えば、ジェンダー平等の視点に立った安全な避難所運営とか、そういった「ニーズ」という言葉をここに書かれていますけれども、もっとベーシックなニーズという部分での安心・安全といったところも視野に入っているというような観点で、そういったところも書き込めるといいのかなというご意見を頂戴しておりますので、申し添えさせていただきます。

ほかは、50ページまで特によろしければ、重点目標3のワーク・ライフ・バランスのほう に進んでまいりたいと思います。

前のほうで。小林さん。

○小林委員 45ページで、事業運営の7番「心身の発育・発達と性に関わる教育の推進」というところです。ここに「学習指導要領に即した」ということで、皆さんもご存じだと思うんですが、学習指導要領というのは歯止め規定がありまして、妊娠の経過について取り扱わないとあります。したがって、ここにこれを入れてしまうと、これが歯止め規定になってしまって、藤沢市の児童生徒にきちんと妊娠の経過を教えることができないということを学校にも知らせてしまうことになるのではないか。今度、生命の安全教育という方針があるんですけれども、これについても、これについて触れないということで、要は、事務局のほうで、DVはだめだよとか、DVデートはだめだよと一生懸命チラシをつくっていただいても、このきちんとしたことを教えてもらわないと、何ら意味がない。ここに「学習指導要領に即した」となれば、学校の現場でも教えてはいけないということになるので、ここは私も読んで憂慮しているところでございます。きちんと性教育を教えてほしい。

コロナ禍で、ステイホームが原因で高校生の妊娠がふえている。これも心配しています。 なので、私どもの協議会では、来月の11日に、藤沢出身のえんみ先生をお呼びして、現状を 勉強するようになっているんですけれども、ここの「学習指導要領に即した」というのが。 きのうのNHKのニュースでもこれに触れておられまして、ドイツではきちんと避妊具を見 せたりとか、つけ方を習ったりいうことで、それを観た大阪の中学生が「とてもいい経験で した」と言っておられましたので、もうちょっとご検討いただけたらなと思います。

○木村会長 ありがとうございます。こういったところは指摘をしていただいて残していくというのも協議会の大切な役割だと思いますので、ご発言ありがとうございます。

そういう意味では、今、非常にコントラバーシャルな議論がまさに進んでいる部分ですの で、そこをどう立ち位置をつくっていくのかというのは難しい部分はあるかと思うんですけ れども、あえて逆にいうと、逆の立場をこうやってつくる必要もないのかなというところも ありますので、指摘をしていただきたいと思います。

- ○井上委員 前回の計画と一緒の文言ですよね。ここですよね。これはおそらく担当課との関係で、今からご苦労が見える形。聞いていて私も。
- ○事務局(古谷) 教育委員会として担うべき部分というのは、どうしてもそこは難しい部分が。今、委員ご指摘のように出てくると思います。例えば、教育委員会ということではなく、ここ、具体的に学習指導要領と書いてありますけれども、例えば、この間、井上先生からもご指摘いただいていたんですが、例えば、文科省のほうから、性同一性障害、あるいは、性自認、SOGIにかかわる部分で、通知が出て、現場にそれが浸透している部分があったり、そういったできる部分、あるいはやっていく部分は、しっかりやっていただく。ただ、事務局からは、できないものをやってくれというのは、ちょっと。
- ○井上副会長 例えば、そういうことを言うと、法律の人間は本当に世の中から信用されなくなっちゃうんだけれども、「学習指導要領」という言葉を抜くのは、おそらく「うん」と言わないと思うんですね。だから、これはしょうがないから残すにしても、例えば、「児童生徒の人権に配慮して」とか、何か別の文言をもう一個入れておくと、全体として事業の方向性をつけることができると思うんですね。学習指導要領に沿った形でやらなければいけないと見えてしまうんですよ。この文章だと。もうちょっと緩める。学習指導要領を無視しろと学校現場に言うというのは、おそらく無理で、最初から泣きが入ってはいけないんだけど。
- ○片岡委員 井上先生は、ただ抜くなら、別に無視しているということにならないから、それ は当たり障りのない言い方で、こういう言い方だとどうでしょう、みたいなサジェスチョン は事務局の側からできるかもしれない。

だから、ここで「学習指導要領にかかわらず」とか言ったら、明らかに反したことになるかもしれないですが、ただ単に「学習指導要領に即した」というものを抜くだけですから。 というような苦肉の策を考えたほうがいいかも。

- ○井上副会長 あまり正面突破しないほうがいいと思うけど。
- ○片岡委員 でも、もう一つ懸念されているのは、要するに、ここの事業を担うのは教育委員 会の教育指導課なので、今、小林さんがおっしゃられたような内容を入れるのは、別のとこ ろで入れたほうがいいかもしれないです。
- ○小林委員 お願いします。
- ○片岡委員 学校ではなかなか、教育委員会から学校へ流れていく流れの中では、それはちょ

- っと難しいかもしれないですね。現状では。
- ○小林委員 それこそこのプラン自体の整合性というか、そういう意味ではそういった議論が。
- ○片岡委員 そこにNPOが入っていて何か活動するとか、市民がこう言ってと言う形だとまた別かもしれないです。人権擁護委員でも何でもいいですけど。
- ○小林委員 そうですね。ほかの事業で。
- ○片岡委員 外部の人が行ってやるようなものを広げるとかいうものが入ればまた。ただ、予 算措置も関わる問題なので、今の時点では難しいかなとも思いますし。現実的には。失礼い たしました。
- ○木村会長 ありがとうございます。皆さんここはすごくご理解いただいて。小野先生、お願いします。
- ○小野委員 「学習指導要領に即して」と書くと本当に引っかかる部分があるので、これは、 各学校で、今、コロナ関係も含めて教育課程の編成を先生方は頭を痛めてやっているわけで すね。だから、教育課程の編成に組み込んでもらうような形で表現ができればいいかなと思 うんですが、そこら辺の言葉を工夫していただくということで、各学校で、今、教育課程の 編成は大変な思いで、授業日数も、内容についても大変な苦労をされているところですが、 そのついでに、ここらの表現で、教育課程の編成で工夫をしてもらえるようなことを教育長 にもお願いしてみるということがいいかなと思います。
- ○木村会長 樋浦さん、お願いします。
- ○樋浦委員 同じところですけれども、学習指導要領、今、小学校が今年から、中学校は来年から新しいのがはじまるときに、セクシュアルマイノリティについて書き込むかどうかということで、結構大騒動があったんですよね。右派的な人たちがすごい攻撃をして、パブコメに何千通と書き込んでというのが新聞記事にも出ていて、最終的にはうまく書き込めなかったんですね。だけれども、実際に出ている教科書は、例えば、道徳なんかは、セクシュアルマイノリティをテーマにしたような教材がどんどん入ってきている現状がありますので、実際は、生徒の実態もどんどんあるし、文科省ももっと先へ行っているのが現状ですので、ここの文章でも、「発達段階に応じて」というところはとても大切だろうと思うんですね。そこら辺、指導課は気にするというか、教育的な配慮だと思うけれども、「即して」というところが別になくても、「応じて心身の発育・発達と性に関わる教育」というような文言で提示していただければ、実際に現場の先生が自分でなかなかできなければ、外部の力を入れるというようなことに多分なるだろうと思うので、ここに「即して」と書いてしまわないほう

が、先ほどほかの委員もおっしゃっていたように、教育課程の編成とかで裁量も出るし、指 導課も逆に動きやすいのではないかというふうに思います。

- ○事務局(古谷) この点については引き続き調整をさせていただきます。
- ○木村会長 ありがとうございます。大事な権限もありますけれども、いろいろなご意見、言葉遣いがあると思います。

重点目標6までやらなければいけないので、少しだけ時間をオーバーして、4時15分までには絶対に終わらせるので、重点目標3に行きたいと思います。次の議題があるのでということで申し上げています。個別の言葉遣いとかその辺は、もしあれでしたら、メールで後日事務局のほうに遠慮なくおっしゃってください。

では、重点目標3、53ページまでのところで何かございますか。ここも先ほど来、課題とか、各事業というのが来月追記をされてまいりますので、それも踏まえてまたお読みいただければと思います。

54ページからの重点目標4ですね。暴力の根絶の部分です。56ページまで。ここは、今回、 比較的新しくプランを位置づけたところでもありますので、何かお気づきの部分がございま したら。お願いします。

- ○飯島委員 56ページの施策の方向性②被害者への自立支援の部分です。この内容であると、 新たな場所で自立して支援を送る支援内容というのが、もう少し細かく書かれてもいいのか なと思います。新たな場所で生活した後も、被害者の方は支援を必要としているケースのほ うが多いと思いますので、追加して書いていただいたほうがいいと思います。
- ○木村会長 新たな場所で住まいを確保してというところでもう終わりということではないと いうことですね。
- ○飯島委員 そうですね。
- ○木村会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。重点目標4のところで何かご ざいましたら。
- ○片岡委員 今の部分、DVの部分と、さっきの労働の部分もそうなんですけれども、要する に、市でやっているものが限られているので、圧倒的に、就労などの経済的な支援というの は市が行うかもしれませんが、その後は県、あるいは県と連携したNPOなどにバトンタッ チしていくので、それが書きにくいところなんじゃないかなと思います。

労働に関しても、市は労働に関してそんなに事業をしていないので、この程度のことしか 書けないということで、そこら辺、縦割りの役割分担があるという認識でご覧いただけると、 おそらく。私はなんで事務局のかわりに言っているのかよくわかりませんが。ということです。

- ○事務局(諏訪問) 補足なんですけれども、一応、DVとかですと、具体的にご説明しますと、生活保護とかのところで女性相談がありまして、実際、この管内から逃げてという話になりますと、逃げる先の環境整備をして、先方の自治体につなげるというような、例えば、DVの具体的な取り組みがあるんですね。また、その後で児童相談所とか、お子さんがいる世帯ですと、そういったところの連携は当然図るんですけれども、その後、新しい生活の圏内の中で必要なサービスについては、そこにお住まいの自治体を中心にということになってきますので、書きづらい部分は確かにあるんですけれども、幅広にもう少し検討という意味では、もう少し注意をして、書ける内容があれば、追記のほうは検討したいなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○飯島委員 藤沢市から他市に出るケースばかりではなくて新たに藤沢市で生活される方もいます。中には、継続した女性相談を必要としている方もいると思います。
- ○事務局(諏訪間) 今、一例として、わかりやすいので、生活保護を受給しているパターンをご紹介したんですけれども、中には、経済的支援とかではなくて、単純に逃げたいみたいな方もケースとしてはいらっしゃるので、全てが全て、経済的支援につながって、その後、自治体の中で関係というか連携が、その方の支援が強化されるというものだけではないので、そこはケース・バイ・ケースなんですけれども、おっしゃっているように、先方のほうからこちらへ逃げてきて、生活保護を受給して、そういった政策の支援に回るというケースもあります。
- ○井上副会長 すごく重要なご指摘だと思うんですけれども、今回、ここにDVが組み込まれるのは今回の計画が初めてですよね。ということも含めて。
- ○事務局(諏訪間) 本編の中にということですか。
- ○井上副会長 本編の中に入るのは初めてですよね。前のときは別立てでしたよね。そういうことも含めて、市がDV施策をどういう形に組み立てているかという説明が絶対必要だと思うんですね。これから書き込まれるということだと思うので、特にほかの福祉施策、DV施策が福祉施策かどうかというのも議論が分かれるところですけれども、ほかの施策と違って、DV対策課というのがなくて、いろいろな施策をくっつけることで対応するというつくりになっているので、市民は本当にわかりづらいんですよ。せっかくほかのいろいろな男女共同参画関係の施策と並びますから、ちょっとそこを意識して書かれるといいと思います。

- ○事務局(諏訪間) はい。ありがとうございます。
- ○木村会長 ありがとうございます。そういう意味では、次の重点目標5、57、58の途中まで。 これも今回新たに位置づけられる項目ということになりますので、今、井上副会長からのコ メントと、ここもあれしていただけたらと思いますね。

ということで、重点目標5のほうに行きたいと思います。何かございますか。大丈夫ですか。

では、最後、60ページまでのところで何かお気づきのことがございましたらお願いいたします。

特に本日時点ではというような感じでしょうか。どうぞ。

- ○片岡委員 前も申し上げたことなんですけれども、今回、「多様な性を尊重する社会づくり」を強調したいお気持ちはすごくわかるんですが、事業として何がついてくるのかというのがとても不安なんですけれども。かつ、今、ここの表に示されている部分の性の多様性と理解と支援、施策の方向性の①に関しては、要するに意識改革的な話ですので、これはほぼ重点目標の1の部分と重なっており、じゃ、2に具体的に何が入ってくるのかといったときに、今日、これからお話しするパートナーシップ宣誓制度しか入らないみたいな、ほかに何が入るのでしょうかというのがちょっと不安で、これを一個の重点目標として掲げてよいのかという不安を持っております。
- ○木村会長 ありがとうございます。どうでしょうね。
- ○事務局(古谷) 事務局のほうから補足をさせていただいてよろしいでしょうか。片岡委員がおっしゃるように、この時点で、今回、初めてプランの中で重点目標として掲げる施策といいますか、柱になってきます。その根っこにあるのは、これからまたパートナーの説明がございますけれども、パートナーシップ宣誓制度というものを一つ想定しているのは間違いないことになります。ただ、藤沢市の人権施策の、こちらも人権的視点になってくるんですけれども、人権施策推進指針の中で、いわゆる理解が進んでいない部分として、1つ、セクシュアルマイノリティの人たちに対する理解だったり認識、この辺が上がっていました。

事務局としても本当に率直難しいなと思っているのが、人権という視点なのか、いわゆる ジェンダー平等という視点なのか、どっちもなんだろうということは想定ができるんですけ れども、1つとしては、そこの部分を少し厚くやっていく。

ただ、それについて具体的に事業が本当に描けるのかというご心配をいただいております。 1つとしては、できた段階では、パートナーシップ宣誓制度だけになってしまう可能性はあ りますが、これは、1つ、10年を見通した計画という中で、何か新たな形で書き込んでいけるのかどうかというのは、行政の踏ん張りどころじゃないかなとは認識しているんですけれども、いずれにしても、市の大きな施策の中で位置づけていきたい。

ただ、これがパブリックコメントを実施したり、あるいは、これから12月議会で議会への報告がございますけれども、その中で、大きな柱としてどうなのかなというようなご意見があるようであれば、大きなというか、相当程度、多数の方からご意見をいただくというようなことがあれば、こちらでのご意見、協議会での片岡委員をはじめ、皆さんのご意見なども踏まえて整理をしたいとは思っています。

- ○木村会長 ありがとうございます。
- ○片岡委員 ちょっと補足させてください。市として、「多様な性を尊重する社会づくり」を表に打ち出せるというのはいいことだと思っているんですね。ただ、現実的に、おそらく55 に当たるパートナーシップ宣誓制度と、関係機関との連携強化ぐらいしか、今すぐにはきっと、開始した時点ではこれしかおそらくないわけです。あとどんなことが展開できるかという見通しを早めに立てておく必要があるんじゃないか。こういう動きを今しておけば、将来的に別の事業の目が出そうだ。こういうニーズが出てくるだろうということを一歩先に考えて、プランの中に練り込むのだったら、そういう姿勢で考えていくことが必要なんじゃないかと思いました。
- ○木村会長 ありがとうございます。参考にしていただけたら。
- ○高橋委員 ご参考までということで。以前、民間企業にいたときに、こういった方への働きかけということで考えたのは、会社で生活する上でということで、トイレと更衣室といったお話がモノとして出ました。ですので、市でやることなので、そこにどれほど関わるというのはあるかもしれませんけれども、企業の中で普段生活するといったことではそういったことが具体的な施策として上がりました。ですので、そういったところを何か市として支援するとか、そういったことはあるかもしれません。ご参考までに。
- ○木村会長 ありがとうございます。
- ○井上副会長 私は、もちろん「性の多様性と理解と支援」というのはとても重要だと思っていて、その上でですけれども、確かに具体的な施策が少ないということは、新しい角度だということも含めて、仕方がないかなと一方で思うのですが、他方で、パートナーシップ宣誓制度というのは、制度としてはこういう制度で、しかもこれは要綱ですよね。なので、そういう意味では、施策として、小さいというふうに言ってもいいんじゃないかと思うんですね。

ただ、これは育てていく制度なので、宣誓制度を一つの間口にして、LGBTやセクマイの人たちの困難な状況を行政としてあぶり出していく、ないしは、それを解決するためのやり方、例えば、おっしゃってくださった企業への働きかけとか、それをやっていく。大体、どこの自治体、先んじて始めているところは、丁寧にやっているところはそういう感じです。LGBTの人たち、宣誓をした後で相談に行ったりしているんですね。うまく相談を受けられるような形で、すぐ何か解決できるわけでは、今おっしゃってくださったように、ないんですけれども、それをさまざまな形で施策化していく、ないしは働きかけていくというタイプのものだと思うんですね。

だから、すごく小さい、すごく小さくはないかもしれない。小さいし、1つだけれども、これからこの角度で市政ないしは市の中の市民の生活の仕方みたいなのをよりよいものにしていくためにはすごく重要なので、発展させていく、ないしは育てていくみたいな、そういう形で捉えていただきたいと思うし、それじゃなければ、本当にピラッと1枚みたいな話になってしまうので、具体的にどう書けばいいというところまではアイデアはありませんけれども、そういう形で書いていただきたいし、議員さんを含めて、ご説明もそういうふうにするといいかなと思います。

- ○木村会長 だから、全部、重点目標1から6までボリュームが全部均等でなければいけないということでは全くないですし、皆さんのお話のような、この施策は特に新たに出てきた課題、まさにという部分でもあると思いますので、5年ごとの体系という部分で、ここは逆に5年後どうなっているのかねというところはあるじゃないですか。というところで、逆にしっかり見てみて、捉えていくというところで、私は問題提起になるかなと思っております。では、小野さん、お願いします。小野さんが終わったら、次に行かせてください。お願いします。
- ○小野委員 60ページのところに63で、やっとスポーツ教室、スポーツ事業を実施しますということで、スポーツは健康づくりだけじゃなくて、いろいろなところでスポーツの中に暴力もあるし、差別もあるし、いろいろな形で入ってくるので、例えば、45ページの10番の「生涯を通じたジェンダー平等学習の充実」とか、54ページの41番のところで「あらゆる暴力防止のための周知啓発」というところにも「スポーツ」という言葉が入ってほしいなと思いますので、そこら辺の表現が入れられるものなら入れてほしいなと思います。

それと、もう一つ、乱暴な話かと思うんですが、相談窓口の電話番号を「0120」で始まる のにできないかな。なんでかというと、お金の問題、通話料がかかるので、お金がなくて、 電話がなくてできない部分もあるかなと思って、「0120」は料金がかからない番号の始まりですよね。そんなことで支援ができればなというふうに乱暴に思います。

それから、1つ、サッカー関係で、元なでしこジャパンの永里選手がいて、今度、厚木の男子チームに入って活動するということで、なんでそういうことをするかというと、プロをやめて、わざわざ男子チームに入るということ、男性の中へ入って女性も活躍できるんだということを女子として声を上げていきたいということで、彼女はそういう形で入ってPRをしていこうということで、そこら辺について、スポーツからそういう発信もして、社会全体へ広がっていけたらな、いきたいなという希望もあったりということで始めているので、そこら辺もスポーツからいろいろな形での発信が考えられるということを表現したかったので、だから、そこら辺を重点目標2か3に引っかかるようなところで、皆さんにもお知らせしておきたいなということ。

サッカーで言うと、小学校では男女一緒にやっているんですが、中学へ行くと、性差の問題とか、体力の問題という形と、指導者の問題とかで別になっちゃうわけですね。せっかく小学生のうちにサッカーを一生懸命やって、好きになって、頑張ろうと思っても、中学へ行くとないので、クラブチームへ行くしかない。高校になるとまた女子、大学も女子があるというんですが、そこら辺でこういうのをきっかけにしながら、差別とかそういうので考えていけたらなということで、情報としてお話をさせていただきました。

以上です。

○木村会長 ありがとうございます。スポーツ界から、大坂なおみさんもそうですけれども、いろいろなジェンダーメインストリームというところに力を入れているなというのが、昨今の変化ではないかなと思います。ありがとうございます。

ちょっとお時間の関係で、あと、重点目標のさっきの部分で、パートナーシップのところもしっかり扱っていきたいので、まず、パブリックコメントのご案内をさくっとしていただいて、その後、パートナーシップのほうに入ってまいりたいと思います。お願いできますか。 ○事務局(中田) では、事務局、中田から説明させていただきます。

お手元に今回、資料番号はついていないんですけれども、パブリックコメントを実施しますということで、1枚、表裏でつけさせていただいております。今回、なぜ資料名がついていないかというと、もし身の回りでこういうのが気になる方がいらっしゃったら、そのままコピーして使っていただければと思いますので、周りへのPRというか、そういうところでご協力をお願いいたします。

こちら、内容については書いてあるとおりなんですけれども、10月13日から開始となります。市内の市民センター、公民館、あとはホームページのほうから資料の確認ができますので、もしも興味のある方が周りにいらっしゃれば、ご案内をしていただければと思います。

対象としては、在住、在勤、在学、あるいは、利害関係者という形にもなっておりますので、結構広くとれるかなというふうにも感じております。周りへのご周知ですとか、そういった面でご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木村会長 どうもありがとうございます。ということで、ぜひこのペライチを活用していただきたいと思います。

今日の議題の1番の「2030」の部分で何か文言の気になるところとか、今日のお話を聞いて、何かちょっとまたというのがあれば、メールを頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと時間がごめんなさいというところなんですが、頑張りたいと思います。藤沢市のパートナーシップ宣誓制度、前回の議論で最後のほうにお話ししたところ、思わぬ形で皆さんのご関心、いろいろな疑問、質問が出てきているところでもありますので、事務局のほうから改めて現状のご説明をさせていただきたいと思います。パブコメもしたということがありますので、そのあたりも踏まえて、中丸さんのほうから説明をお願いします。

(議題2「『(仮称)藤沢市パートナーシップ宣誓制度』について」は非公開のため中略)

○木村会長 ありがとうございます。ほかの皆さん、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。 一応これで宣誓制度のところの現状を踏まえたご意見ということでお出しをいただいた形 になりました。次の会議等でも引き続きご報告があるということを先ほど言われたかなと思 いますので、そのあたりも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

先ほどもありましたが、こちらの資料は、本日お持ち帰りにならないで回収をさせていた だきますので、よろしくお願いいたします。

すみません、回収しながらで、時間がありますので、このまま進めていきたいと思います。 その他としても、本日の時点で提起しておきたいことはありませんか。

では、このまま、次回のご案内を含めて、事務局のほうにお返ししてまいりたいと思いま す。日程のご案内を含めてお願いできますでしょうか。

○事務局(諏訪間) 木村会長、議事進行、どうもありがとうございました。皆様もご議論い

ただきましてありがとうございます。

次回の会議につきましては、11月26日の木曜日、午後の時間帯の開催を予定しております。 また改めてご連絡のほうは事務局から差し上げる予定ですけれども、ご予定のほうをお願い いたしたいと思います。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。以上で本日の会議を終了させていただきま す。ありがとうございました。